

3-5 非常警報設備の取扱い

非常警報設備の設置基準について

- 1 漁業協同組合等水産物荷捌施設の水産物荷捌部分について、次に掲げる事項に該当する場合は、設置を免除することができる。
 - (1) 漁業協同組合等の水産物荷捌施設であること。
 - (2) 海岸の近くで、塩害のおそれがある場所であること。
 - (3) 壁面に相当する2方向が開放されていること。
 - (4) 前記(3)の壁面に相当する2方向が開放されている部分は、規則第5条の2第2項第2号に適合すること。
 - (5) 屋根及び壁の構造が不燃材料であること。
- 2 水産物荷捌部分に附属する事務所、休憩室等の部分は、基準に適合するよう設置すること。

ただし、水産物荷捌部分に附属する事務所、休憩室等の部分の全体が平屋建でその部分の床面積の合計が150㎡未満の場合は、水産物荷捌部分と併せて設置を免除することができる。
- 3 既存の非常警報設備の取扱い
 - (1) 塩害等で機能に支障のあるものは、他の部分に影響を及ぼさないよう切り離すこと。
 - (2) 前記(1)の工事については、消防用設備等着工届を提出させること。